

第 2 期碧南市子ども・子育て支援事業計画 骨子（案）

①現行計画の体系		見直しの視点		④次期計画の体系骨子（案）	
基本理念	子どもたちに安心・安全を約束できるまち へきなん	②国や県の動向・方向性	③ニーズ調査結果等から見た課題	基本理念	子どもたちに安心・安全を約束できるまち へきなん<継承>
個別事業・取り組み				基本的な視点	個別事業・取り組み
【教育・保育】 ① 1号認定（認定こども園及び幼稚園） ② 2号認定（幼稚園） ③ 2号認定（認定こども園及び保育所） ④ 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）〔0歳〕 ⑤ 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）〔1・2歳〕		○（国）『子育て安心プラン』の方向性 ・保育の受け皿の拡大 ・保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」 ・保護者への「寄り添う支援」の普及促進 ・保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」 ・持続可能な保育制度の確立 ・保育と連携した「働き方改革」 ○（国）『子供・若者育成支援推進大綱』の方向性 ・全ての子供・若者の健やかな育成 ・困難を有する子供・若者やその家族への支援 ・子供・若者の成長のための社会環境の整備 ・子供・若者の成長を支える担い手の養成 ・創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 ○（国）『子供の貧困対策に関する大綱』の重点施策 ・教育の支援 ・生活の支援 ・保護者に対する就労の支援 ・経済的支援 ○（県）『あいち はぐみんプラン 2015-2019』の方向性 「県民が家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現」 【基本的な考え方】 ・県民が、結婚や出産に関する希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることができるよう、若者の就職、結婚・出産、子育てまでライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進します。 ・子ども・子育てに関する総合計画として、様々な分野の支援を一体的に行い、子ども・子育てに関する課題の解決を目指します。	○幼児教育・保育の確保と充実 ・年少人口は年々減少 ・就学前教育（保育・幼児教育）の無償化が予定されており、保育ニーズが今後高まると予測 ・保護者の就労状況の変化による保育・教育ニーズの変化と、量の確保 ・教育・保育関係者のスキル向上など、質の確保 ○多様な保育へのニーズ ・不定期の教育・保育事業の利用意向があることから、子育て家庭の状況に対応できるよう一時預かり等の保育事業の充実を図る必要がある ・病児・病後児保育施設へのニーズに対応していくことが必要	1. ニーズの変化をとらえた保育・教育の確保	【教育・保育】 ① 1号認定（認定こども園及び幼稚園） ② 2号認定（幼稚園） ③ 2号認定（認定こども園及び保育所） ④ 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）〔0歳〕 ⑤ 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）〔1・2歳〕 【地域子ども・子育て支援事業】 ①時間外保育事業 ②一時預かり事業 ③病児・病後児保育事業 ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
【地域子ども・子育て支援事業】 ①時間外保育事業 ②放課後児童健全育成事業 ③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ④一時預かり事業 ⑤病児・病後児保育事業 ⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧利用者支援事業 ⑨乳児家庭全戸訪問事業 ⑩養育支援訪問事業 ⑪妊婦に対する健康診査			○放課後の居場所づくり ・就学後の子どもが安心・安全に放課後を過ごす場所へのニーズも高まっていることが予測される ・放課後児童クラブへの適切なニーズを把握していく必要がある	2. 子どもの放課後等の居場所づくり	【地域子ども・子育て支援事業】 ②放課後児童健全育成事業 ⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〔再掲〕
【子育て支援施策の充実を図るための関連施策】 ①産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ②市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備 ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 ④労働者の職業生活と家庭生活との両立支援 ⑤ひとり親家庭の自立支援 ⑥障害児の保育と養育支援			○妊娠、出産、産後の子育て支援 ・子どもが3か月未満のころに子育てに不安を感じ、相談や支援をしてほしいといった時期を迎える人がいる ・妊娠期からの切れ目のない支援と、医療・保健・福祉・教育の連携が重要 ○仕事と家庭の両立 ・母親の育児休業の取得は進んでいるものの、希望する保育所に入るために、仕事へ早期復帰している ・働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方についてさらなる浸透が重要 ○すべての子育て家庭に向けた支援 ・子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められる ・発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等について、関係機関と連携を図っていくことが必要 ・ひとり親世帯など支援を必要とする家庭を、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要	3. 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的・総合的な取り組みの展開	【地域子ども・子育て支援事業】 ③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧利用者支援事業 ⑨乳児家庭全戸訪問事業 ⑩養育支援訪問事業 ⑪妊婦に対する健康診査 【子育て支援施策の充実を図るための関連施策】 ①産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ②市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備 ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 ④労働者の職業生活と家庭生活との両立支援 ⑤ひとり親家庭の自立支援 ⑥障害児の保育と養育支援